

水道工事書類作成要領

令和8年3月

横浜市水道局

目 次

1	工事関係書類一覧表	1
2	施工計画書作成における留意点	3
3	工事出来形数量計算書について	7
4	出来形管理関係	8
5	品質管理関係	13
6	材料関係書類	14
7	水道工事等関係様式	18
	・ 段階確認書	
	・ 官公庁の休日・夜間等の作業届	
	・ 受領書・借用書	
	・ 請書	

<留意事項>

本要領は横浜市が作成した「工事書類簡素化の手引き（土木工事編）」に記載されている内容を補足し、横浜市水道局が発注する工事に必要な内容を規定することを目的とする。

なお、「工事書類簡素化の手引き（土木工事編）」の「1. 目的、適用」に、「管内一円工事を除く」と記載があるが、原則として管内一円工事でも「工事書類簡素化の手引き（土木工事編）」と補足資料の「工事書類作成の手引き（土木工事編）」を参照し、簡素化する取組において準拠すること。

工事関係書類一覧表（土木工事編）

2026年4月1日から適用

区分	書類名	作成根拠 ※1	様式 ※2 ※6	作成者		監督員へ		提出・提示方法 ※3		摘要	検査員確認 ※4	
				発注者	請負業者	提示	提出	書面	ASP			
工事着手前	監督員任命(変更)通知書	契約規則第55条、約款第10条、横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程第4条第3項、横浜市水道局請負工事監督事務取扱要綱第3条	○	○				○	○			
	「分別解体等の方法」の説明書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12,13条	○		○			○	○	「監督員へ」「提示」を「発注者へ」「説明」と読み替える 発注者へ内容を説明、契約書に「分別解体等の方法等」を添付		
	現場代理人等選定通知書	約款第11条第1.5項	②		○			○	○	着手にあたり提出		
	請負代金内訳書	契約規則第35条、約款第4条第1項	①		○			○	○	契約締結後 5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でない認められた場合は省略可		
	工程表	契約規則第52条、約款第4条第1項	③		○			○	○	今後、工程表に余裕期間を明記する必要がある 請負代金又は工程を変更したときも、同様とする		
	建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書等	土木工事共通仕様書第1編1-1-41-6	○		○			○	×	契約締結後 2か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出 電子申請方式の場合は、ASPも可 参考:「建設業退職金共済制度の推進について(依頼)」		
	(前払金)請求書	契約規則第78条、約款第35条第1項			○			○	×	請求書等の押印省略及び電子メールによる提出について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shiharai/syoryaku/seikyuu-ouin.html		
	VE提案書	契約後VE方式の実施に関する特記仕様書	○		○			○	○	契約後VE時	○	
	(電子納品)事前協議チェックシート	電子納品に関する特記仕様書	○		○			○	○	工事着工前に監督員と協議し、「(電子納品)事前協議チェックシート」を提出すること。また、工事過程で提出方法の変更が生じる場合、監督員と協議の上、「(電子納品)事前協議チェックシート(変更)」を提出すること	○	
	コリンズ登録「登録のための確認のお願い」	土木工事共通仕様書第1編1-1-5			○	○			×	×	500万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に作成し、「コリンズシステムからのメールで依頼」の方法で監督員にメール送信	
	コリンズ登録「登録内容確認書」	土木工事共通仕様書第1編1-1-5			○	○			×	×	「工事実績データの登録完了」処理後、監督職員にメール送信される	
	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-5、8 コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	○		○			○	○	○	法令及び仕様書で定められた「再生資源」の利用または「建設副産物」が発生する請負金額100万円以上(税込)の工事は、コブリス・プラスで作成し、施工計画書に含めて監督員に提出	○
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-6、8 コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	○		○			○	○	○		○
	登録済確認書	コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	○		○			○	○	○		○
	建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び土地の形質の変更時の土壌汚染対策に関する手続き状況について記載した票(以下「確認結果票」という。)	コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	○		○			○	○	○	確認結果票作成対象工事(大黒ふ頭中継所、幸浦中継所、横浜改良土センターなど、土砂の現場外搬出がある工事)で作成した書面を施工計画書に含めて監督員に提出	○
	建設副産物確認処分届	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-15、本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	○		○			○	○	○	建設副産物を確認処分とする場合に事前提出	○
	施工計画書	土木工事共通仕様書第1編1-1-4			○			○	○	○	着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出	○
	設計図書照査確認資料	約款第19条第1項第1号、土木工事共通仕様書第1編1-1-3-2			○			○	○	○		○
	測量標・境界標確認報告書	土木工事共通仕様書第1編1-1-38	⑧		○			○	○	○	工事測量(仮BM及び多角点の設置、設計図書との照合等)について提出	○
	個人情報保護に関する安全管理措置報告書(第1号様式)	横浜市個人情報保護に関する条例 個人情報取扱特記事項	○		○			○	○	○		
	個人情報保護に関する研修実施報告書・誓約書(第2号様式)	横浜市個人情報保護に関する条例 個人情報取扱特記事項	○		○			○	○	○		
	施工体制台帳	約款第8条、土木工事共通仕様書第1編1-1-9-1(建設業法・入契法)	○		○			○	○	○	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)写しを提出し、原本は工事現場に備え置く	○
	施工体系図	土木工事共通仕様書第1編1-1-9-2(建設業法・入契法)	○		○			○	○	○	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)	○
	道路使用許可書(写)・道路工事・占用届出書(写)など	土木工事共通仕様書第1編1-1-33-6、1-1-36-3			○	○		○	○	○	着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出 必要に応じて検査時に提示・確認	○
	材料確認書	契約規則第61条、約款第14条第3項、土木工事共通仕様書第1編2-3-4	⑮		○			○	○	○	材料使用前および変更・追加時 設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料	○
	工事安全管理計画書	安全管理指定工事に関わる特記仕様書			○			○	○	○	安全管理指定工事の場合(変更計画書含む) 控えを請負人保管	
	施工過程	工事打合せ簿	土木工事共通仕様書第1編 1-1-2-27	④	○	○		○	○	※5	○	契約締結後から工事完成までの書面による指示・協議・提出・報告・通知・承諾・その他
近隣協議資料		土木工事共通仕様書第1編1-1-49			○		○	○	○	○	地元住民から要望等があったときは、経緯について記録し、監督員に報告	
工事履行報告書		契約規則第53条、約款第12条、土木工事共通仕様書第1編1-1-25	⑤		○			○	○	○	工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。	
段階確認書		土木工事共通仕様書第1編1-1-46-6	★		○			○	○	○		○
官公庁の休日・夜間等の作業届		土木工事共通仕様書第1編1-1-37-2	★		○			○	○	○	設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に連絡。現道上の工事については提出	
事故報告書		土木工事共通仕様書第1編1-1-30	⑦		○			○	○	○	工事中に事故が発生した場合	
臨機措置通知書		契約規則第54条、約款第27条第2項、土木工事共通仕様書第1編1-1-42	⑥		○			○	○	○	臨機の措置を行った場合、直ちに通知	
損害状況通知書		契約規則第73条、約款第30条第1項、土木工事共通仕様書第1編1-1-39-1			○			○	○	○	損害の発生後、直ちに通知	
中間前払金に係る認定請求書		約款第35条第4項、公共工事の中間前払金に関する取扱要領	○		○			○	○	○	支払に関する制度 https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido_shiharail.html	
(支給品材料及び貸与品の)受領書・借用書		契約規則第63条、約款第16条第3項、土木工事共通仕様書第1編1-1-16-1	★		○			○	○	○	支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合、7日以内	○
工事出来形数量計算書		土木工事共通仕様書第1編1-1-19			○			○	○	○	数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など 監督員の指示する段階で、出来形数量を算出し、速やかに提出	○
工事出来形部分検査申請書		契約規則第79条、約款第38条第3項、土木工事共通仕様書第1編1-1-22-1	⑩		○			○	○	○	部分払いの請求をしたとき	
工事出来形部分検査結果通知書		契約規則第79条、約款第38条第4項、横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程第10条、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱第8条	○		○			○	○	○		
(部分払)請求書		契約規則第79条、約款第38条第6項			○			○	○	×	請求書等の押印省略及び電子メールによる提出について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shiharai/syoryaku/seikyuu-ouin.html	
週休2日工事		技術者等へ週休2日工事の確認(写し)	横浜市週休2日工事実施要領第5条第1項、第2項			○			○	○	○	
	休日取得実績書	横浜市週休2日工事実施要領第5条第1項			○			○	○	○	現場閉鎖の場合	
	技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表	横浜市週休2日工事実施要領第5条第2項			○			○	○	○	交替制の場合	
設計変更時	工事完成期限延長申請書	契約規則第42条、約款第22条	⑪		○			○	○	○		
	工事設計変更指示書	横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱	○	○				○	×			
	請書	横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱	★		○			○	×			

区分	書類名	作成根拠※1	様式 ※2 ※6	作成者		監督員へ		提出・提示方法 ※3		摘要	検査員 確認 ※4	
				発注者	請負業者	提示	提出	書面	ASP			
工 事 完 成 時	支給品精算書	土木工事共通仕様書第1編1-1-16-3			○		○	○	○		○	
	境界標復元告書	土木工事共通仕様書第1編1-1-38-6	⑨		○		○	○	○		○	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-2			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○	
	工事(指定部分に係る工事)完成届出書	契約規則第74条第1項(第76条)、約款第32条第1項(第39条)、土木工事共通仕様書第1編1-1-21-1	⑬		○		○	○	○	工事(指定部分)が完成したとき		
	工事目的物引渡書	契約規則第74条第6項(第76条)、第32条第4～6項(第39条)	⑭		○		○	○	○	工事完成検査結果通知書と同日に提出		
	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表等			○		○		○	○	参考:「建設業退職金共済制度の推進について(依頼)」		
	出 来 形 管 理	工事出来形数量計算書	土木工事共通仕様書第1編1-1-19-2			○		○	○	○	数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など(求積図含む)	○
		出来形管理表	土木工事共通仕様書第1編1-1-21,24 水道工事成業要領及び各種仕様書等			○		○	○	○		○
		その他の管理データ	土木工事共通仕様書第1編1-1-21,24 水道工事成業要領及び各種仕様書等			○		○	○	○		○
		検査合格判定表(出来形)	土木工事共通仕様書第1編1-1-24 水道工事成業要領及び各種仕様書等			○		○	○	○	出来形管理表に記載してもよい	○
	品 質 管 理	品質管理表	土木工事共通仕様書第1編1-1-21,24 水道工事成業要領及び各種仕様書等			○		○	○	○		○
		その他の管理データ	土木工事共通仕様書第1編1-1-21,24 水道工事成業要領及び各種仕様書等			○		○	○	○		○
		検査合格判定表(品質)	土木工事共通仕様書第1編1-1-24 水道工事成業要領及び各種仕様書等			○		○	○	○	品質管理表に記載してもよい	○
	安 全 管 理	安全訓練実施記録	土木工事共通仕様書第1編1-1-27-13 工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て実施	○
		災害防止協議会活動記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○
		店社パトロール実施記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○
		安全巡視、TBM、KY実施記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○
		新規入場者教育実施記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○
		過積載防止の記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○
		使用機械、重機点検、足場や支保工、山留め 仮締切、地下埋設物確認等の記録等	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)			○	○		○	○	施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○
		仮設通路等の日常点検チェックシート	工事の歩行者に対するバリアフリー推進 に関するガイドライン			○	○		○	○		○
	交通誘導員集計表	土木工事共通仕様書第1編1-1-19-2			○		○	○	○		○	
	交通誘導員伝票				○	○		○	○		○	
	搬 入 搬 出	搬出関係各種集計表	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-16			○		○	○	○		○
		搬出関係伝票	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-16			○	○		○	○	残土搬入整理券、スクラップ計量証明書等	○
		搬入関係各種集計表	土木工事共通仕様書第1編2-3-1			○		○	○	○	路盤材・生コンクリート材、改良土購入券等 各材料伝票の頭につける材料納入集計表でもよい 出荷証明書が必要な項目が確認できる場合は、集計表に替えて 使用可	○
		搬入関係伝票	土木工事共通仕様書第1編2-3-1			○	○		○	○	改良土購入券、その他 設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出 出荷証明書が必要な項目が確認できる場合は、搬入伝票に替えて 使用可	○
	工事記録写真	契約規則第62条、約款第15条第3.5項、電 子納品に関する特記仕様書			○		○	○	○	施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出	○	
	総合評価実施報告書				○		○	○	○	総合評価落札方式を適用して契約し、ガイドライン、設計図書等で 提出を求めた場合に提出する。		
	創意工夫・社会性等に関する実施状況	土木工事共通仕様書第1編1-1-44			○		○	○	○	創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。		
工事完成図書	土木工事共通仕様書第1編1-1-20	⑫		○		○	○	○				
工事完成図	土木工事共通仕様書第1編1-1-20-2			○		○	○	○		○		
工事管理台帳	土木工事共通仕様書第1編1-1-20-3			○		○	○	○		○		
再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-7、8 コブリス・プラスの使用に関する特記仕様 書	○		○		○	○	○		○		
再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	土木工事共通仕様書第1編1-1-18-7、8 コブリス・プラスの使用に関する特記仕様 書	○		○		○	○	○	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成した工事は、コブリス・プラスで作成し、工事完成図書に含めて提出	○		
登録済確認書	コブリス・プラスの使用に関する特記仕様 書	○		○		○	○	○		○		
再資源化等報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関 する法律第18条	○		○		○	○	○				
C C U S	管理者ID登録が確認できる書類	建設キャリアアップシステム活用工事実施 要領第5条			○	○	○	○	○			
	カードリーダー等の設置状況が 確認できる書類	建設キャリアアップシステム活用工事実施 要領第5条			○	○	○	○	○	CCUSを活用した場合、打合せ簿に添付して提出		
	就業履歴が確認できる書類	建設キャリアアップシステム活用工事実施 要領第5条			○	○	○	○	○			
工事完成検査結果通知書	契約規則第74条第2項(第76条)、約款第32条第2項(第39条)、横浜市水道局請負 工事検査事務取扱規程第10条、横浜市 水道局請負工事検査事務取扱要綱第8条	○	○				○	○				
請求書	契約規則第77条、約款第33条第1項			○		○	○	×	請求書等の押印省略及び電子メールによる提出について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/svorvaku/seikvu-ouin.html			

<備考>

- ※ 詳細については、工事書類簡素化の手引き(土木工事編)、工事書類作成の手引き(土木工事編)、を参照すること。
- ※ 工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(作成者、提示・提出方法、検査)については、別途監督員と協議し決定する。
- ※1 横浜市契約規則は契約規則、工事請負契約約款は約款、横浜市土木工事共通仕様書は土木工事共通仕様書とする。
下線は、契約規則や各規程等に「書面により提出」等と規定されているが、ASPによる提出も可とする。(請求書など押印するものはASPは不可。)
- ※2 ○の中の数字は、横浜市土木工事共通仕様書の参考資料(様式集)の番号を示す。
- ※3 「書面」:紙書類による提出、「ASP」:工事情報共有システムによる提出とする。
ASPを利用する工事はASPでの提示・提出を推奨するが、2つ○がついている場合は、いずれかの方法での提示・提出が可能。
メールでの提示・提出も可能であるが、作成根拠で下線を引いているものや押印するものは不可。
- ※4 検査員確認欄は、必要に応じて監督員または検査員が追加できる。
検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリストを用意する。
- ※5 工事打合せ簿に他の書類を添付することで、押印欄が重複する場合は、工事打合せ簿に押印することにより他を省略できる。(不要な欄は斜線を引くなどすること。)
- ※6 ★マークの様式は、水道局の参考資料を示す。【様式掲載場所】<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekouyouryo.html>

2 施工計画書作成における留意点

横浜市が作成した「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書」等を参照すること。

なお、上記書類に記載がない部分について、以下に補足する。

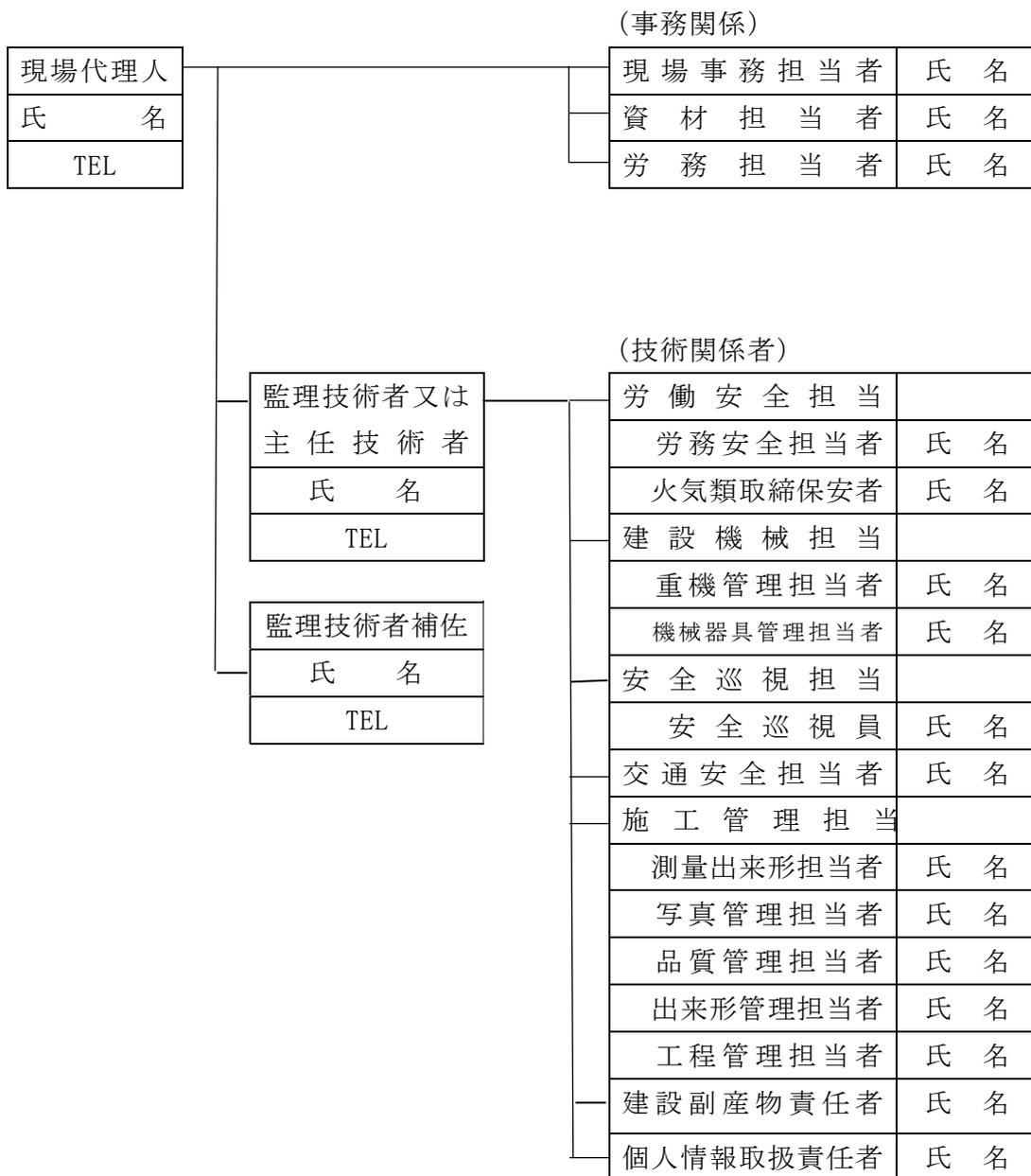
<補足事項>

- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の1 工事概要と3 現場組織表」に、「工事内容」や「現場組織表」の記載例が示されているが、水道工事に特化した例2を以下に、当面の間、補足・参考として示すこととする。

工事内容（例2）

工事区分	工種	種 別	細 別	単 位	数 量	摘 用	
管路	管路工（新設・開削）						
		新設配水管布設	DIP(〇〇形) φ〇〇mm	m			
		弁類及び消火栓設置工					
		新設ソトシル弁設置	F C D φ〇〇mm	基			
		新設消火栓設置	F C D φ 〇〇mm	基			
		新設急速空気弁設置	F C D φ 〇〇mm	基			
		新設洗浄栓設置	F C D φ 〇〇mm	基			
	管路工（撤去・開削）						
		撤去配水管	CIP(〇〇形) φ〇〇mm	m			
		撤去仕切弁	F C φ 〇〇mm	基			
		撤去消火栓	F C φ 〇〇mm	基			
	給水管取付替工（開削）						
		給水管取付替	φ 〇〇mm	か所			
	付帯工						
		路面復旧工					

現場組織表（例 2）



- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の6 主要資材」の主要資材計画記載では「配管材料調達に関する特記仕様書」の材料は、後日提出する材料確認書のとおりとすることができる。
- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の7 施工方法」の「(留意点) a 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記述する」では、土留め支保工については、組立手順図を添付する等の方法により、監督員の確認を受けること。

- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の8 施工管理計画（2）品質管理」及び「14. 品質管理表」では、管継手部のチェックシートについては、各協会（ダクタイル鉄管協会など）に掲載されているチェックシートを参考にして作成し、書式を添付すること。また、各協会によるチェックシートが無いものは、各製品または材料の施工要領書や取扱い説明書などを確認のうえ作成し、書式を添付すること。さらに、継手チェックシートの試験（測定）位置を配管図などに示した「品質管理位置図」を作成し添付すること。
- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の8 施工管理計画（3）出来形管理」及び「13. 出来形管理表」では、管布設工において、試掘等で管占用位置を決定した（変更）場合は、その値を設計値とする。また、出来形図・出来形管理表等の作成に加えて、必要に応じて平面図などに位置を示した「出来形管理位置図」を作成し、書式を添付すること。
- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の8 施工管理計画（4）写真管理」及び「15. 工事写真」では、原則として、電子データによる管理とする。また、監督員が臨場して段階確認を行うなどにより、工事写真の撮影を省略するものについては、監督員とあらかじめ協議し、書面での取り決めを行うこと。
- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の9 安全管理」「（留意点）ウ 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する」では、配管工、溶接士、塗装工、その他必要な資格を要する労務従事者に関して作業主任者の氏名等を記載すること。また、施工計画書に記載がなくても、配管工に関し水道工事標準仕様書にある技術者・技能者や給水装置工事設計・施工指針にある主任技術者、従業員等について、監督員がその資格や経験等確認が必要と考える内容について提示を求めた際、速やかに対応できるように必要な措置を手配すること。

作業名及び作業主任者の氏名等の記載（例）

作業名及び作業主任者	会社名	氏名	適用
車両系建設機械運転者			資格証等の写しは元請負人が管理・保管
地山の掘削作業主任者			同上
足場の組立等作業主任者			同上
型枠支保工の組立等作業			同上

主任者			
電気主任技術者			同上
締固め用機械運転者			同上
ガス溶接作業			同上
アーク溶接作業			同上
移動式クレーン運転士			同上
玉掛作業			同上
ガス圧接技量資格者			同上
配管工			資格：「配水管技能者登録証（耐震登録）」
溶接士			経歴書、写真及び資格証明書
塗装工			経歴書
その他			

- ・「工事書類作成の手引き（土木工事編）」の「2. 施工計画書の10 緊急時の体制及び対応」では、地震予知情報が発令された場合には、ただちに工事を中止し、状況により現場の整理を行って避難体制をとる旨や、その他天災に対し必要に応じて安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視或いは連絡を行い、安全を確保する旨が分かるようにすること。

3 工事出来形数量計算書について

- (1) 請負人は、施工途中を含め監督員の指示する段階で出来形数量を算出し、速やかに提出する。
- (2) 当初設計の数量計算書（各工種内訳）に準じて作成する。
- (3) 数量算出の詳細については別途監督員と協議して決定する。
- (4) 数量計算の根拠となる図面類を添付する。
- (5) 実測値と照合し、工事出来形図との整合をとる。

4 出来形管理関係

請負人は、出来形管理で使用する表などについては、次に掲載する各管理表を参考にして請負人自ら作成する。作成した管理表は、「施工計画書」に添付する。

- (1) 管布設管理表
- (2) 小型仕切弁室管理表
- (3) 小型消火栓室管理表
- (4) 不断水連絡部防護管理表
- (5) 給水台帳（水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書を参照）
- (6) その他

舗装やL型側溝の出来形管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考にして作成すること。

(1) 管布設管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	管布設工	令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事	監理技術者等		
		測 定 者		

測点	測定箇所	設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
No. 1	OP				± 3 0	
	DP				± 3 0	
No. 2	OP				± 3 0	
	DP				± 3 0	
No. 3	OP				± 3 0	
	DP				± 3 0	
No. 4	OP				± 3 0	
	DP				± 3 0	
	OP					
	DP					
	OP					
	DP					
	OP					
	DP					
	OP					
	DP					
記事	試掘等で管路占用位置を決めた(変更)場合は、その値を設計値とする。					

(2) 小型仕切弁室管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	小型仕切弁室築造工	測定箇所		令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事		監理技術者等			
			測定者			

測定箇所		設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
G L から の 距 離	h 1	床付け				
	h 2	砕石高				
	h 3	基礎コン				
	h 4	弁室床付け				
	h 5	砕石高				
	h 6	モルタル高				
弁 室 築 造 工	A	基礎幅			設計値以上	
	AA	基礎横幅			〃	
	B	砕石厚			〃	
	C	モルタル厚			〃	
	A 1	操作キャップ位置			30以内	
	B 1	操作キャップ高さ			150~350	
防 護 コ ン	a	幅			-30	
	b	高さ			-20	
	c	長さ			-30	
	t	砕石厚			設計値以上	
記事	弁室内の水をぬくため、操作キャップの周囲に設置する塩ビ管の下端は、基礎砕石内に位置するよう調整。(地下水位があるときは監督員と協議すること)					

(3) 小型消火栓室管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	小型消火栓室築造工	測定箇所	令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事		監理技術者等		
			測定者		

測定箇所		設計値 (mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
G L か ら の 距 離	h 1	弁室床付け				
	h 2	砕石高				
	h 3	モルタル高				
弁 室 築 造 工	A	基礎幅			設計値以上	
	AA	基礎横幅			設計値以上	
	B	砕石厚			設計値以上	
	C	モルタル厚			設計値以上	
	a	口金 (吐水口) 位置			30 以内	
	h 4	口金 (吐水口) 高さ			200~300	
記事	h 4 口金 (吐水口) 高さが 200~300 になるように短管で調整。					

(4) 不断水連絡部防護管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	不断水連絡部防護工	測定箇所	令和 年 月 日測定	
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事			監理技術者等		
				測定者		
測定箇所		設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
G Lからの距離	h 1	床付け				
	h 2	碎石高				
	h 3	C o 高				
不断水連絡部防護工	a	基礎幅			設計値	
	b	基礎長さ			〃	
	c	C o 厚			- 2 0	
	e	碎石厚			設計値	
	f	C o 厚			- 2 0	
記事						

5 品質管理関係

請負人は、品質管理で使用するチェックシートや表などについては、次に掲載する各項目を参考にして請負人自ら作成する。作成したチェックシートや管理表などは、「施工計画書」に添付する。

(1) 各種継手チェックシート

各協会ホームページに掲載されているものを参考に作成してください。各協会に掲載が無い継手のチェックシートについては、各製品または材料の施工要領書や取扱い説明書などを確認のうえ作成し、書式を添付する。

- ア ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート：【日本ダクタイル鉄管協会】ホームページ
- イ 鋼管継手部の出来形チェックシート：【日本水道鋼管協会】ホームページ

(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート

「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」別表－1 参照

(3) その他

舗装等の品質管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考にして作成すること。

6 材料関係書類

(1) 工事で使用する材料について

水道工事標準仕様書「第2章 材料 第1節 適用」より

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を示した場合を除き、この標準仕様書によるものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示していない仮設材料については除くものとする。また、この標準仕様書に規定されていない材料については、J I Sに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

水道工事標準仕様書「第3節 工事材料の品質 1 一般事項」より

請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、J I S・J W W A規格品のうちJ I S・J W W Aマーク表示が認証され、J I S・J W W Aマーク表示がされている材料・製品等については、J I S・J W W Aマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

工事で使用する材料のうち以下に該当するものは、それぞれの材料に応じ、請負人は手続きを行うこととする（表2-1 材料関係の手続き 参照）。

- ア 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料
- イ 設計図書により検査を行うこととしている材料

表 2-1 材料関係の手続き

材料	事前申請様式	添付資料	使用前の確認	例
「配管材料調達に関する特記仕様書」の材料	材料確認書	不要	・「特記仕様書」の「工事中材料製作者登録一覧」で指定された者か臨場確認(注1)	管材料 給水材料 弁栓類
設計図書により検査を行うこととしている材料		製作要領書 品質規格証明書 試験成績表等	品質及び数量検査	設計図書に検査を行うことを指定された材料及び受発注者間で協議し決定したもの

注1 ただし、臨場確認できない場合は、それに代わる書類で机上確認をうけること。

(2) 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料

ア 対象材料

- (ア) 日本産業規格 (JIS) や日本水道協会規格 (JWWA) に基づく検査に合格し JIS マーク、JWWA マーク (以下、「マーク」という) が表示された材料。
- (イ) 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料。

イ 使用様式

請負人は、材料を使用する前に、使用予定である材料の材料名及び品質規格を「材料確認書」に記載し、監督員へ提出する。

ウ 監督員による確認

- (ア) 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料

「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料で、製作者を同仕様書の「工事中材料製作者登録一覧」に記載のある者と指定している材料は、臨場等の際、監督員は、納入伝票等により、製作者が「工事中材料製作者登録一覧」で指定された者であるかを確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認書」には確認した日付等を記入、押印して保管する。

- (イ) 留意点

確認は、規格及び形式毎 (口径、管種、形状) に 1 回以上行うこととし、搬入毎、又は使用前にまとめて行っても良い。

エ 品質証明書類の省略

材料に関する品質証明書等の提出は省略できる。

ただし、請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示できるよう準備しておく必要がある。

(3) 設計図書により検査を行うこととしている材料

ア 対象材料

設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料であり、「材料検査の実施要領」においてあらかじめ指定されたものとする。

イ 使用様式

請負人は、検査を受ける前に必要資料（製作要領書、品質・規格証明書、試験成績表等）を添付し、監督員へ提出する。

ウ 監督員による検査の実施

監督員は、「材料検査の実施要領」に則り、品質検査及び数量検査を請負人の立会の下、実施し、検査の結果を請負人に通知する。

また、監督員の検査の結果、必要な品質等が確保されていないと判断された材料は、7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

表2-2 設計図書により検査を行うこととしている材料一覧表

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	JIS マーク表示品以外
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	JIS マーク表示品以外
	鋼製ぐい及び鋼矢板	JIS マーク表示品以外
セメント及び 混和材	セメント	JIS マーク表示品以外
	混和材料	JIS マーク表示品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS マーク表示品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示認証製品を製造している工場以外で生産されたもの
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	薬液注入剤	
	シールド機・セグメント	

(記入例)

材 料 確 認 書

令和 年 月 日

横浜市水道局 ○○課 (所)

請負人 (社名) ○○建設 株式会社

現場代理人氏名 横浜 太郎

工事名 △△線口径□□□mm配水管新設工事

標記工事に使用する下記の材料について、確認をお願いします。

材料名	品質規格	確 認 欄			備 考	
		確認年月日	確認方法	確認		
GX形 直管 400 × 6000	JWWA G 120	○○.○○.○	臨場による	}		
GX形 曲管 400 × 45°	JWWA G 121	〃	〃		(印)	
異形鉄筋D13 L 1000×500	JIS 3112	〃	〃			

総括監督員	主任監督員	担当監督員

7 水道工事等関係様式

- ・ 段階確認書
- ・ 官公庁の休日・夜間等の作業届
- ・ 受領書・借用書
- ・ 請書

段階確認書

段階確認書

施工予定表

年 月 日

横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。

工事名： _____ 請負人名： _____
現場代理人名： _____

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年 月 日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督員名： _____

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年 月 日

確 認 書

上記種別について、段階確認を実施し、確認した。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

監督員名： _____

官公庁の休日・夜間等の作業届

令和 年 月 日

(提出先)

(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

次のとおり官公庁の休日・夜間等の作業を実施したいので、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により届出します。

工 事 名	
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工 事 場 所	
施 工 日	令和 年 月 日 (曜日)
施 工 理 由	
作 業 内 容	

注1：施工位置図（添付）

注2：緊急時の連絡体制を現場に常備します。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

受領書・借用書

令和 年 月 日

(提出先)

(工事監督課・事務所)

請負人(社名)

現場代理人氏名

印

支給品・貸与品 を次のとおり 受領・借用 したので工事請負契約約款第 16 条第 3 項の規定により提出します。

工事名

品名	品質形状等	単位	数量	備考

総括監督員	主任監督員	担当監督員

請 書

年 月 日

横浜市水道事業管理者
水道局長

住所
請負人
氏名

印

契約番号	
工事名	
契約年月日	

上記の工事請負契約が次のとおり変更されたことを承知するとともに当該変更事項を遵守して当該工事を履行することを確約してこの請書を提出します。

○変更事項(の表示をした部分)

<input type="checkbox"/> 設 計 ・ 仕 様	添付の図書記載のとおり
<input type="checkbox"/> 契 約 金 額 増 △ 減	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥)
<input type="checkbox"/> 履 行 期 限	年 月 日
<input type="checkbox"/> 部 分 払	
<input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事	
<input type="checkbox"/> 備 考	

水道工事書類作成要領

平成13年	1月	発行	平成29年	7月	一部改定
平成19年	1月	全面改定	平成30年	1月	一部改定
平成19年	4月	一部改定	平成30年	4月	一部改定
平成19年	7月	一部改定	平成30年	5月	一部改定
平成19年	10月	一部改定	平成30年	10月	一部改定
平成20年	1月	一部改定	平成31年	1月	一部改定
平成20年	2月	一部改定	令和元年	5月	一部改定
平成20年	4月	一部改定	令和元年	10月	一部改定
平成20年	5月	一部改定	令和2年	1月	一部改定
平成20年	7月	一部改定	令和2年	7月	一部改定
平成20年	11月	一部改定	令和2年	10月	一部改定
平成20年	12月	一部改定	令和3年	3月	一部改定
平成21年	1月	一部改定	令和3年	10月	一部改定
平成21年	6月	一部改定	令和4年	1月	一部改定
平成21年	9月	一部改定	令和4年	4月	一部改定
平成22年	1月	一部改定	令和4年	9月	一部改定
平成22年	4月	一部改定	令和5年	3月	一部改定
平成22年	7月	一部改定	令和6年	4月	一部改定
平成22年	10月	一部改定	令和6年	6月	一部改定
平成23年	4月	一部改定	令和7年	4月	一部改定
平成24年	7月	一部改定	令和8年	3月	一部改定
平成25年	1月	一部改定			
平成25年	7月	一部改定			
平成26年	1月	一部改定			
平成26年	10月	一部改定			
平成27年	1月	一部改定			
平成27年	4月	一部改定			
平成27年	7月	一部改定			
平成28年	4月	一部改定			
平成29年	1月	一部改定			

発行 横浜市水道局
担当課 横浜市水道局技術監理課